

「ENOSPO コワーキングスペース」会員契約書

株式会社 Brain Trust from The Sun（以下「甲」という）と〇〇〇〇（以下「乙」という）は、神奈川県藤沢市片瀬 3 丁目 15 番 1 号に所在する本件建物に設置された甲が運営管理を行う「ENOSPO コワーキングスペース」の会員となり利用するに当たり、次の通り契約を締結する。

第 1 条（ENOSPO コワーキングスペース）

1. 「ENOSPO コワーキングスペース」（以下「当施設」という）とは、起業家を中心とした会員の利用スペースの提供を行うことを目的としている。

第 2 条（契約締結と情報開示）

1. 乙は本契約の締結にあたり、次の書類を甲に提出しなければならない。

(1) 乙が法人として本契約を行う場合

- ・ 乙の商業登記簿本および印鑑登録証明書
- ・ 代表者の住民票抄本若しくは写真付き身分証明書の写し

(2) 乙が個人若しくは個人事業主として本契約を行う場合

- ・ 乙の住民票抄本若しくは写真付き身分証明書の写し
- ・ 乙の印鑑登録証明書

第 3 条（契約期間と解約）

1. 本契約は 2023 年〇月〇日から 2024 年〇月〇日までとする。
2. 本契約満了日の 1 ヶ月以上前に乙が甲に対して何らかの契約変更等に関する申し出がない場合、本契約は 1 ヶ月毎で自動的に延長されたものとする。

第 4 条（禁止事項）

乙は次の各号に規定する行為をしてはならない。

1. 甲の承諾なしに、本契約に基づく賃借権を第三者に譲渡し、または転貸すること。
2. 本物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）の事務所の用に供すること。
3. 本物件を特殊詐欺や危険薬物の販売等の用に供すること。

第 5 条（郵便物の受取）

1. 乙は、甲から明示された住所を自らのオフィスの住所として名刺や Web サイト等に掲示することができる。

2. 甲の郵便物の受取は、普通郵便を専用ポストにて保管することとする。ただし、甲は、乙の郵便物に対して一切の責任を負わないものとする。

第6条(法人登記への住所利用)

1. 乙は、当施設の住所を自らの本店所在地として、甲の事前許可を得た場合のみ、法人登記を行うことを出来るものとする。

第7条(会費及びその他料金)

1. 「会費」とは、乙が本契約に基づき当施設の会員となり、当施設を利用するために甲に支払わなければならない基本費用である。会費は月20,000円(税別)とする。会費は初回のみ3ヶ月分の費用を前月末日までに振り込み、それ以降は1ヶ月ごとの費用を前月末日までに指定口座へ振り込みとする。振込手数料は、乙の負担とする。

第8条(会員の義務)

1. 乙は甲に対し既に申し出た事業もしくは乙の定款に記載された事業と異なる事業を行おうとする場合、事前に甲に書面による事業内容の申し出を行い、書面による承認を取る必要がある。

第9条(協議事項)

1. 契約の内容について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事態が生じたときは双方誠意を持って協議し解決することとする。

以上、甲及び乙は、本契約について合意に達したことを確認し、その証として記名・捺印のうえ本書二通を作成し、甲乙の双方が各自一通を保有する。

以上

令和5年〇月〇日

(甲) 東京都中央区京橋1-6-13 金葉ビル6階
株式会社 Brain Trust from The Sun
代表取締役 大川 桂一 印

(乙) (住所)
(氏名) 印